

釧路市一般廃棄物処理基本計画
中間見直し



平成26年4月

釧 路 市

目 次

計画見直しにあたって

- 1 計画見直しの背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

【ごみ処理編】

第1章 ごみ処理の現状と課題

- 1 人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 ごみ排出量の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 1人1日あたりのごみ総排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 資源量とリサイクル率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 最終処分場の埋立状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 基本方針と計画の目標

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 計画の目標
 - (1) 計画人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) ごみ総排出量に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (3) 資源量に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (4) 埋立処分量に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 収集運搬体制
 - 家庭系ごみ処理体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 事業系ごみ処理体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第3章 見直しに伴う施策の展開

- 1 ごみの減量とリサイクルの推進
 - (1) 家庭でのごみ減量の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (2) 小型家電リサイクルの取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (3) 集団資源回収の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (4) 有機性廃棄物の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

2	ごみの適正処理の推進	
(1)	ごみの計画的な処理	15
(2)	ごみ処理施設の整備	16
3	環境美化の推進	16

【生活排水処理編】

第1章 生活排水処理

1	生活排水処理の状況	17
2	生活排水処理基本計画	
(1)	生活排水処理の基本方針	20
(2)	生活排水の処理計画	20
3	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	
(1)	し尿・浄化槽汚泥の排出量の見込み	21
(2)	収集運搬計画	21
(3)	中間処理計画	22
(4)	最終処分計画	22
4	合併処理浄化槽の設置促進	22

計画見直しにあたって

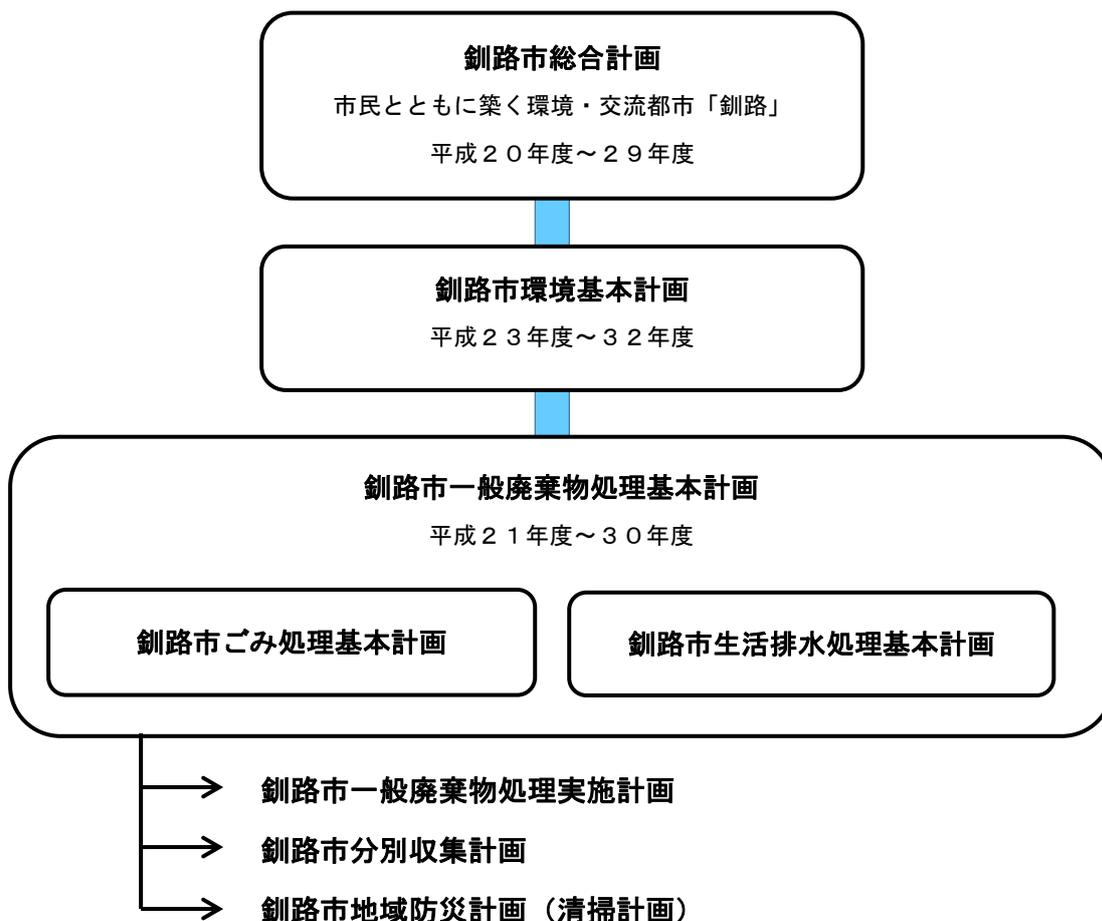
1 計画見直しの背景

平成21年から平成30年度までの10年の期間で、一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

平成25年度は中間年にあたり、これまでの5年間の経過で計画人口の推計と実績に差が生じたことや、資源化施策の状況変化などがあり、それらを踏まえた新たな目標値を設定することが必要となり、中間見直しをすることとなりました。

今後も環境への負荷を軽減する視点にたったごみ処理を進め、限りある資源を大切に、市民、事業者、行政が一体となって、より一層のごみの減量化や資源のリサイクルを推進することを基本として、市民の協力のもと、循環型社会の充実を図るものとします。

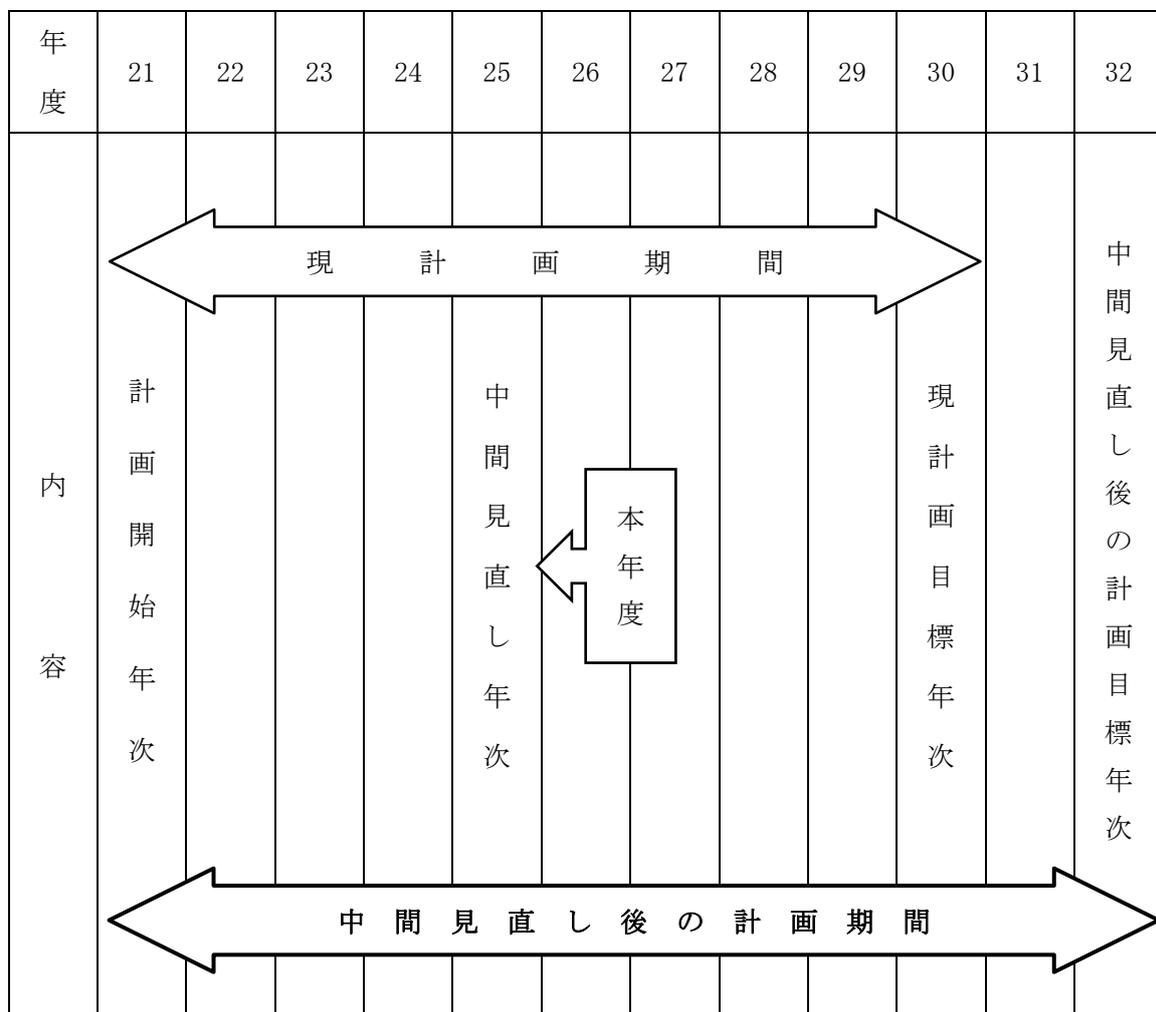
2 計画の位置づけ



3 計画期間

本計画の期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間となっていますが、上位計画の「釧路市環境基本計画」が、平成32年度までとなっており、将来的に本計画との整合性をとる必要があることから、この計画も平成32年度までとします。

なお、この計画の推進に影響を与えるような社会情勢やごみ処理や生活排水処理状況の変化、並びに関係する法制度の大幅な改正があった場合などは、必要に応じて見直しを行いません。



【ごみ処理編】

第1章 ごみ処理の現状と課題

1 人口の推移

計画人口は、ごみの排出量を推計するための基本となるものです。

本計画では、平成20年度からスタートした「釧路市総合計画」における人口推計を基準として、各年度を推計しています。

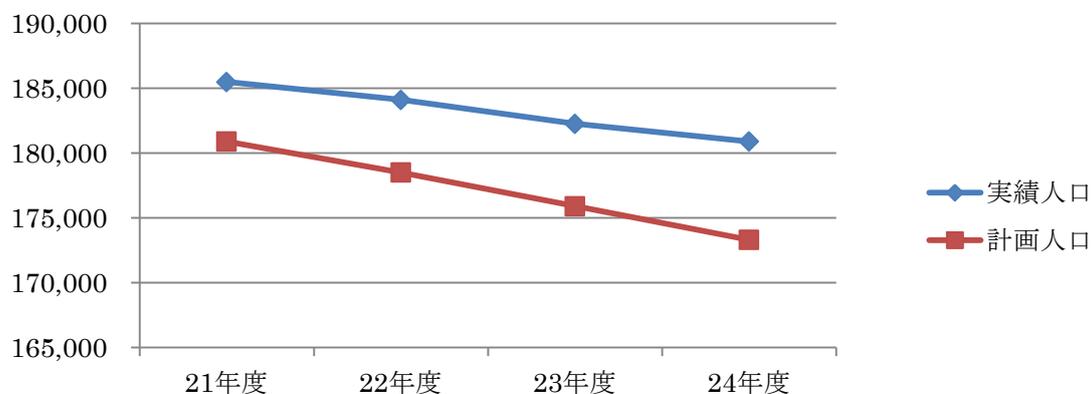
しかし、実際の人口は、計画ほど減少していないことから、実績に沿った新たな計画人口を推計する必要があります。

実績と計画

(単位：人)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間推計)	30年度 (推計)
実績	185,487	184,116	182,263	180,893		
計画	180,898	178,504	175,900	173,298	170,695	159,947
比較 (%)	4,589 (2.5%)	5,612 (3.1%)	6,363 (3.6%)	7,595 (4.4%)		

(単位：人)



2 ごみ排出量の推移

ごみ排出量が、平成21年度に比べ22年度に約4,600トン増加となりました。

これは、22年度に路面清掃ごみが産業廃棄物から一般廃棄物に区分変更となったことや、23年3月の東日本大震災で、当市の津波被害による災害ごみが搬入されたことが要因となっています。

家庭系ごみ量は、人口減ほど減少せず、横ばいの状況となっています。人口は減少傾向にありますが、世帯数は若干増加していること、ライフスタイルの変化で、単身者向けのパック食材が店頭に多くなる傾向にあることなど、さまざまな要因が考えられます。

事業系ごみ量は、一時多量ごみで大きく増加する場合がありますが、路面清掃ごみは今後も継続して搬入されることから、増加分を見込んでの推計が必要となっています。

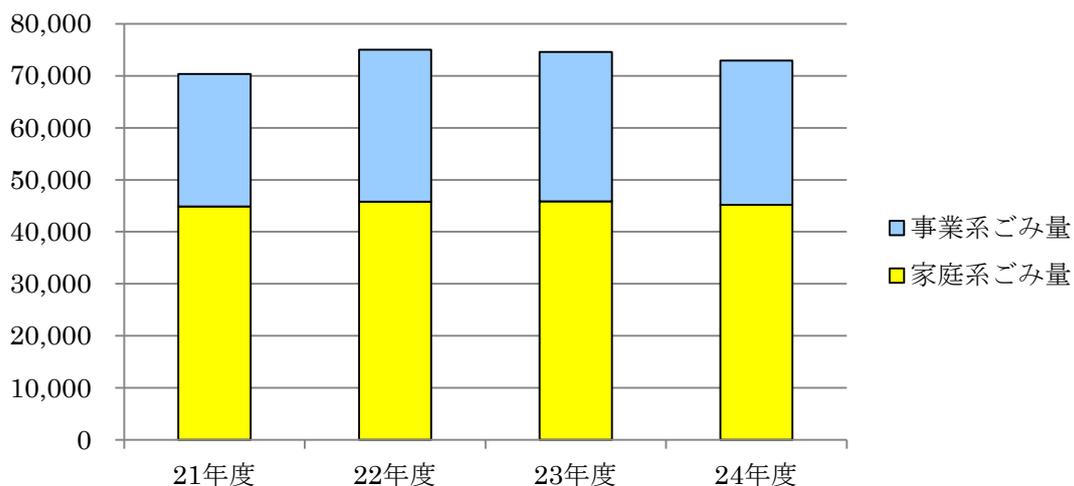
ごみ排出量の推移

(単位:トン)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
排出量	70,319	74,998	74,573	72,945	67,437	61,282
家庭系ごみ量	45,551	45,770	45,846	45,209	41,934	38,133
事業系ごみ量	24,768	29,228	28,727	27,736	25,503	23,149

※ 総排出量は、排出量に集団資源回収を加えた量。

(単位:トン)



3 1人1日あたりのごみ総排出量の推移

人口の増減に影響を受けない1人1日あたりのごみ総排出量は、平成17年度のごみ

有料化前の1,527グラムから、有料化後は1,244グラムと減少し、21年度まで減少してきましたが、22年度に若干増加しました。

これは、路面清掃ごみが産業廃棄物から一般廃棄物への区分変更となったことやライフスタイルの変化などが影響の一つの要因と考えられます。

1人1日あたりのごみ総排出量

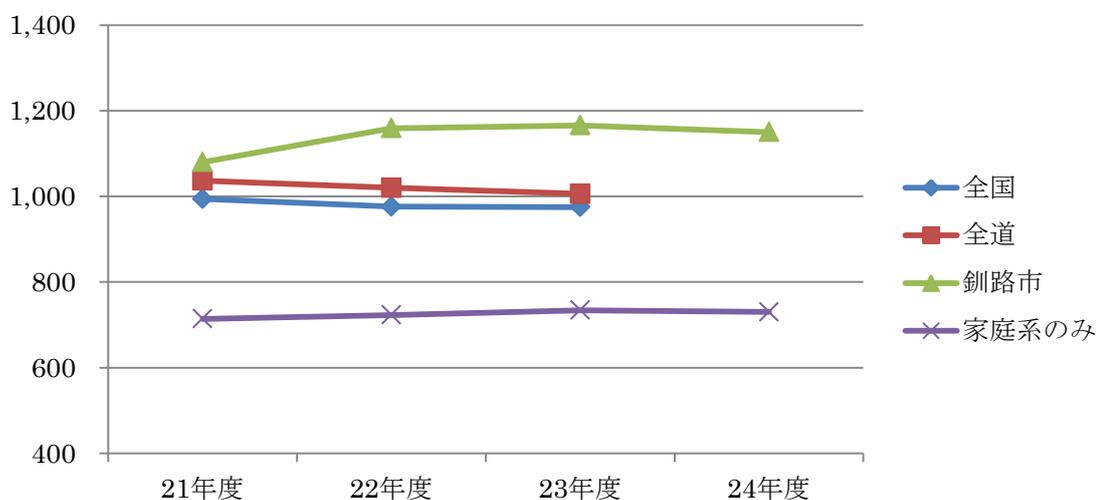
(単位：グラム)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
全国	994	976	975	—		
全道	1,037	1,020	1,006	—		
釧路市	1,080	1,159	1,166	1,150	1,142	1,123
家庭系のみ	714	723	734	730	732	726

※ 全国、全道の数値は、1年遅れで公表されます。

※ 家庭系は、事業系を除いた1人1日あたりのごみ総排出量です。

(単位：グラム)



4 資源量とリサイクル率の推移

資源量は、平成24年度に刈草・剪定枝が資源物から可燃ごみに変更となったことが主な要因で、平成23年度に比べ約1,300トン減少しました。

紙類（新聞紙・段ボール・雑誌・紙パック）の計画収集量は、平成22年度から毎年減少傾向にありますが、集団資源回収量はほぼ横ばいで推移しています。

また、リサイクル率は、毎年上昇し平成22年度に22.9%になりましたが、路面清掃ごみや刈草・剪定枝の区分変更などにより、平成24年度は20.6%に減少しました。

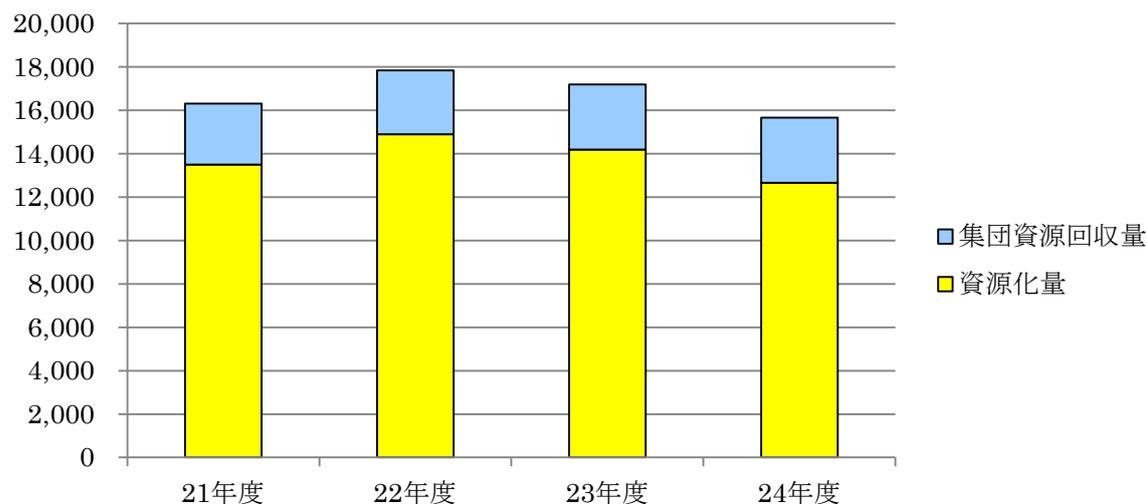
計画策定時とはごみの区分変更など取り扱いが変わっているため、新たな推計が必要となっています。

資源量の推移

(単位：トン)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
資源量	16,310	17,833	17,186	15,657	14,881	14,667
資源化量 (中間処理後)	13,500	14,886	14,180	12,661	11,180	10,396
集団資源回収量	2,810	2,947	3,006	2,996	3,701	4,271

(単位：トン)



紙類回収量の推移

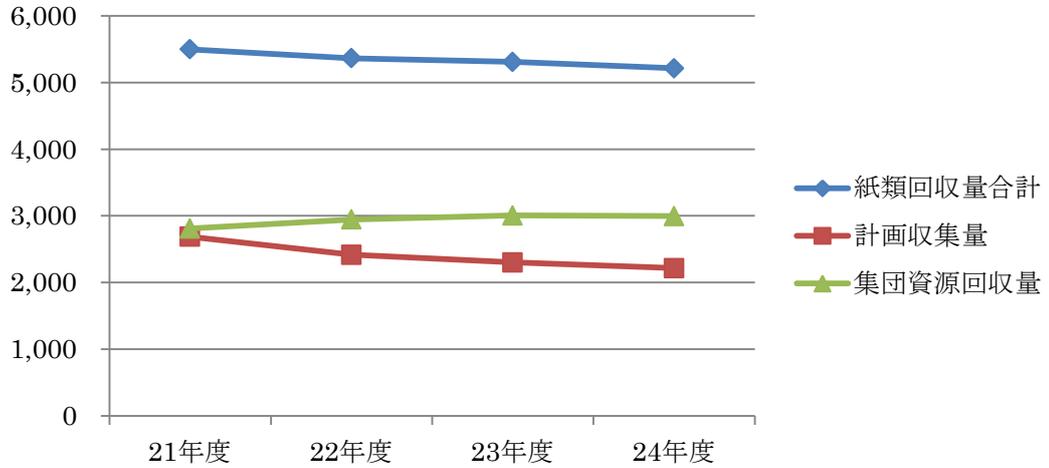
(単位：トン)

	21年度	22年度	23年度	24年度
紙類回収量合計	5,498	5,364	5,308	5,212
計画収集量 (割合)	2,688 (48.9%)	2,417 (45.1%)	2,302 (43.4%)	2,216 (42.5%)
集団資源回収量 (割合)	2,810 (51.1%)	2,947 (54.9%)	3,006 (56.6%)	2,996 (57.5%)

※ 計画収集の紙類は、集団資源回収品目と同じ4品目（新聞紙・段ボール・雑誌・紙パック）

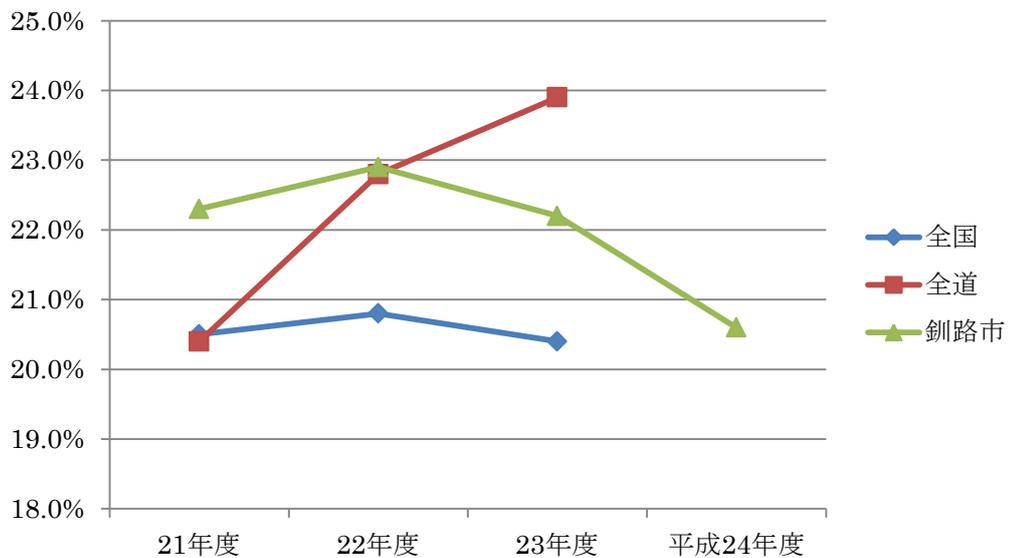
紙類の計画収集量と集団資源回収量の推移

(単位：トン)



リサイクル率の推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
全国	20.5%	20.8%	20.4%	—		
全道	20.4%	22.8%	23.9%	—		
釧路市	22.3%	22.9%	22.2%	20.6%	21.0%	23.0%



5 最終処分場の埋立状況

釧路地域、阿寒地域、音別地域にそれぞれ最終処分場があります。

特に釧路地域の新高山最終処分場（現処分場）は、路面清掃ごみが産業廃棄物から一般廃棄物に区分変更などの要因で、平成22年度には増加しましたが、適正な中間処理により、約10,000トン台で推移しています。

埋立計画期間は平成28年度までとなっていますが、焼却施設の稼働などの中間処理により、延命化が図られております。

しかし、新たな最終処分場を建設するためには、計画から6年程度の期間が必要となることから、新高山最終処分場（現処分場）の埋立量を見極めながら、今後新たな最終処分場の計画を進める必要があります。

埋立量の推移

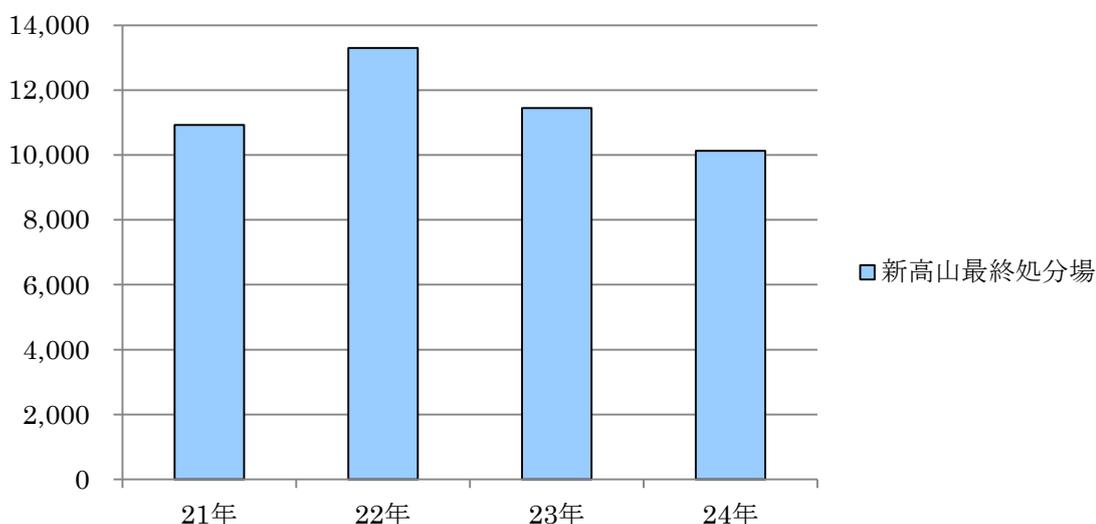
（単位：トン）

	21年	22年	23年	24年	25年度 （中間目標）	30年度 （目標）
埋立量合計	11,103	13,474	11,621	10,321	10,895	9,909
新高山最終処分場	10,928	13,301	11,448	10,128	10,586	9,630
阿寒町最終処分場	125	120	109	136	144	129
音別町最終処分場	50	53	64	57	165	150

※ 新高山最終処分場の埋立量は、釧路広域連合清掃工場の焼却残渣と釧路町の不燃性残渣及び直接埋立量を含んでいます。

新高山最終処分場の埋立量推移

（単位：トン）



第2章 基本方針と計画の目標

1 基本方針

本計画策定時の基本方針を継続し、今後もごみの減量化や資源化の取り組みとして、リデュース（Reduce 発生抑制）、リユース（Reuse 再利用）、リサイクル（Recycle 再資源化）、リフューズ（Refuse 断る）の4Rに努めます。

安全で確実なごみ処理をするために、排出されたごみの収集、中間処理、最終処分までの適正な処理体制を推進します。

また、市民・事業者・市が連携し美化活動を進め、環境に配慮したごみのないきれいな街づくりを目指します。

- ごみの減量化とリサイクルの推進
- ごみの適正処理の推進
- 環境美化の推進

2 計画の目標

計画の目標は、平成24年度実績を基準に、平成32年度を目標達成年度とし、新たな目標値を設定します。

(1) 計画人口

平成22年度の国勢調査の実績を基に、「国立社会保障・人口問題研究所」が推計し公表した、平成32年度の人口161,583人とします。

(2) ごみ総排出量に関する目標

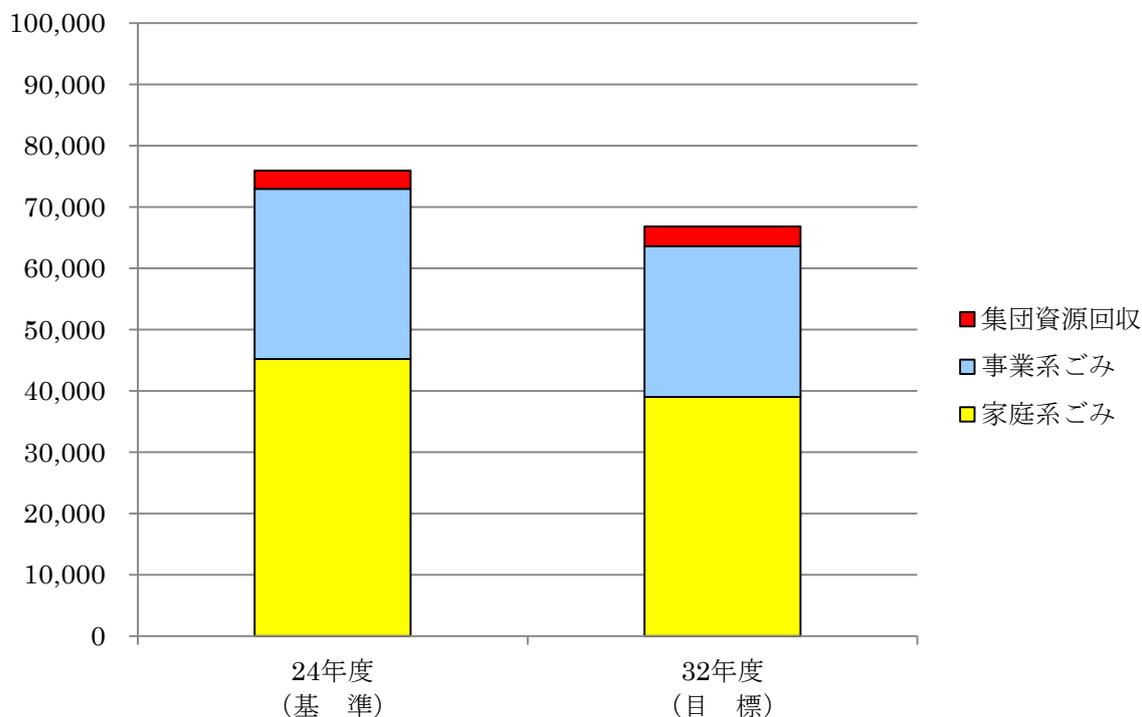
平成32年度の1年間におけるごみの総排出量目標を66,827トンとし、1人1日あたりのごみ総排出量を1,133グラム（家庭系のみ716グラム）とします。

ごみ総排出量に関する目標

(単位：トン)

	24年度 (基準)	32年度 (目標)	比較
人口(人)	180,893	161,583	-10.7%
総排出量(トン)	75,941	66,827	-12.0%
家庭系ごみ	45,209	38,980	-13.8%
事業系ごみ	27,736	24,603	-11.3%
集団資源回収	2,996	3,244	8.3%
1人1日あたりのごみ総排出量 (グラム)	1,150	1,133	-1.5%
家庭系のみ (家庭系+集団資源回収)	730	716	-1.9%

(単位：トン)



(3) 資源量に関する目標

排出されたごみ（資源物を含む）を中間処理し、資源を有効利用するための目標として、平成32年度のリサイクル率目標値を23%とします。

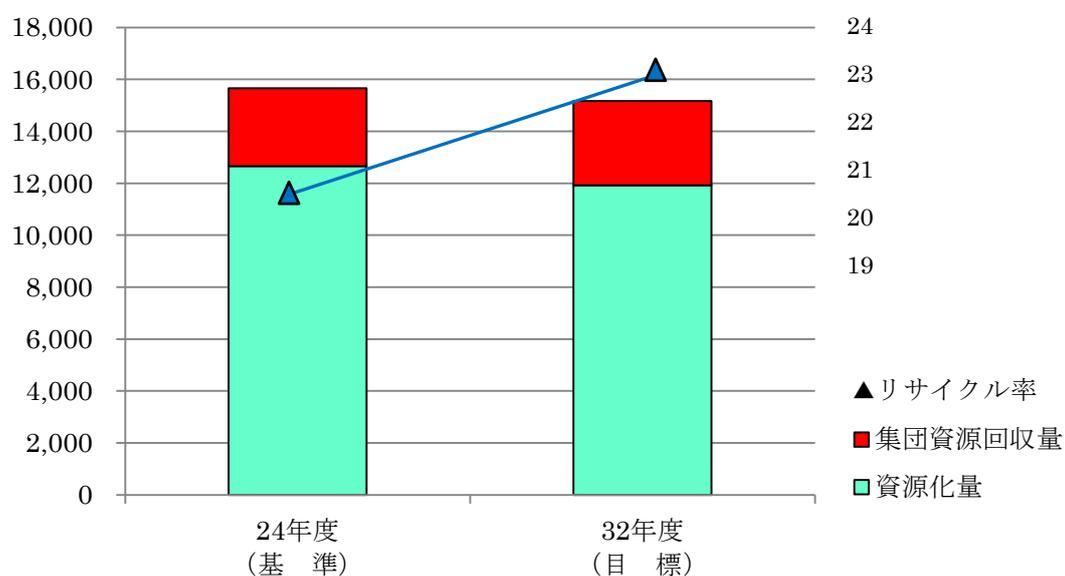
資源量に関する目標

(単位：トン)

	24年度 (基準)	32年度 (目標)	比較
ごみ総排出量	75,941	66,827	-12.0%
資源量	15,657	15,188	-3.0%
資源化量	12,661	11,944	-5.7%
集団資源回収量	2,996	3,244	8.3%
リサイクル率	20.6%	23.0%	2.4%

(単位：トン)

(単位：%)



(4) 埋立処分量に関する目標

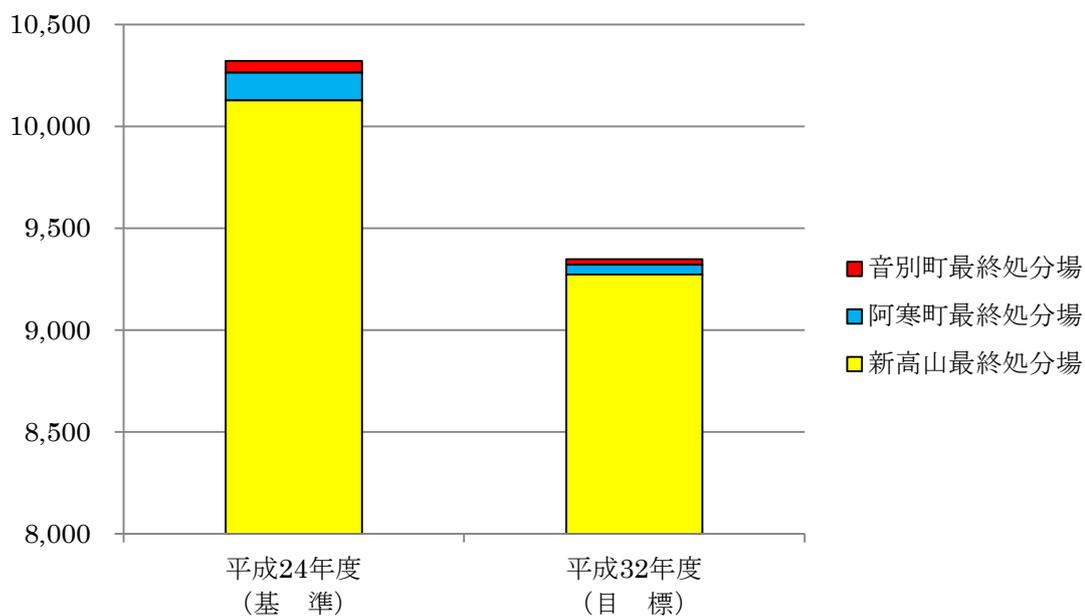
平成32年度の1年間における埋立目標を9,382トンとし、新高山最終処分場の埋立量を9,247トンとします。

埋立処分量に関する目標

(単位：トン)

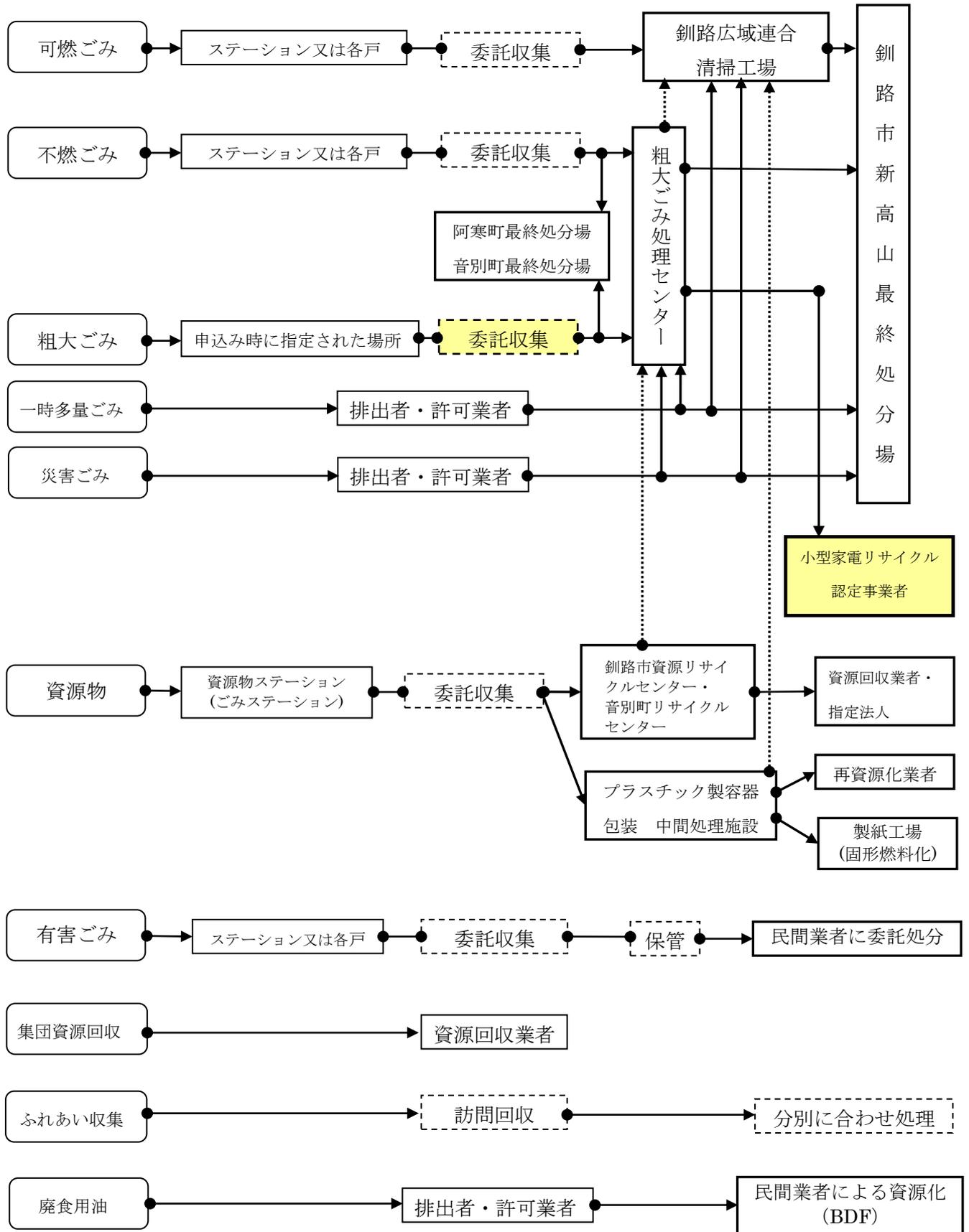
	24年度 (基準)	32年度 (目標)	比較
埋立量合計	10,321	9,382	-9.1%
新高山最終処分場	10,128	9,247	-8.7%
阿寒町最終処分場	136	109	-19.9%
音別町最終処分場	57	26	-54.4%

(単位：トン)

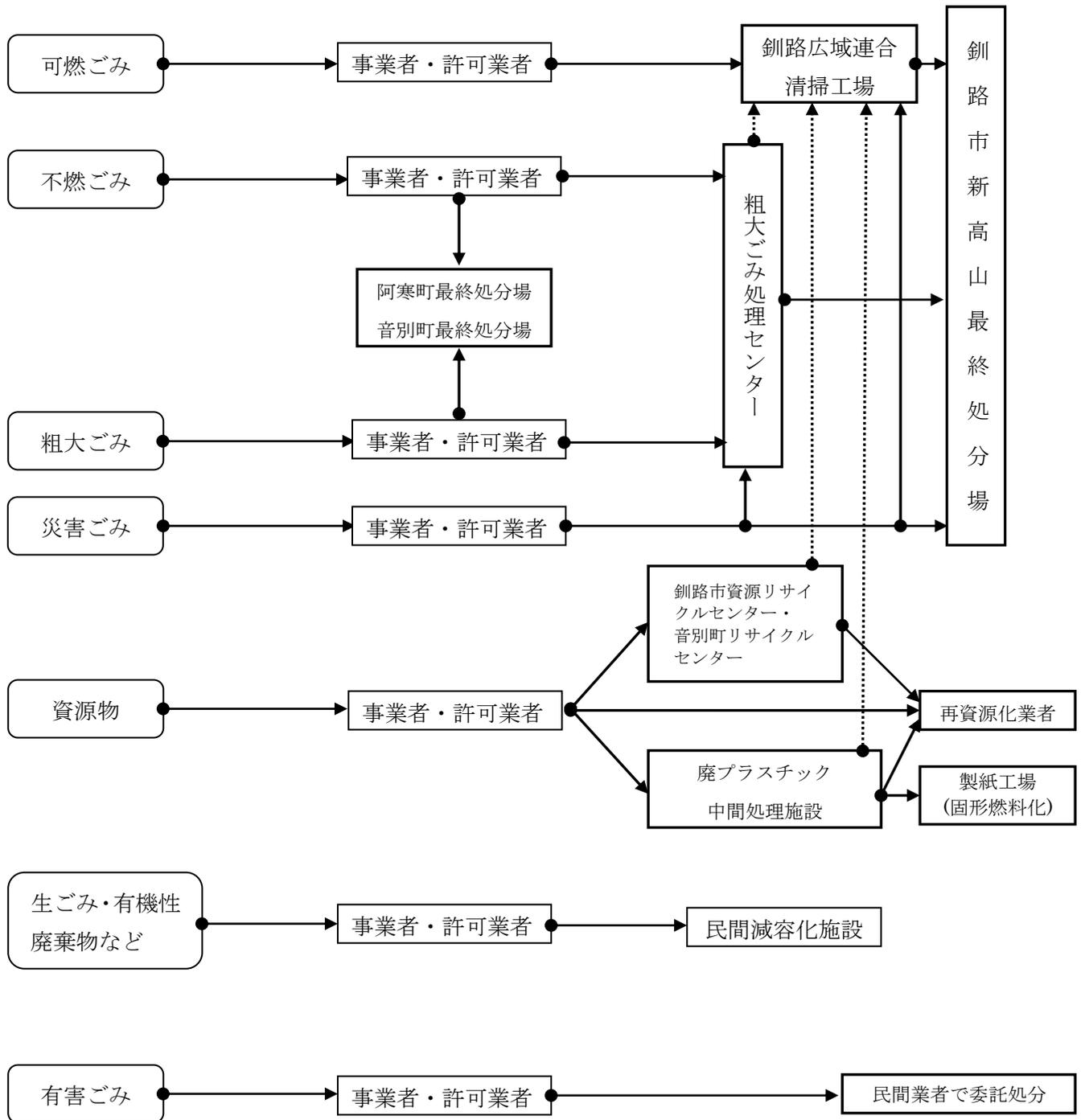


3 収集運搬体制

家庭系ごみ処理の体系図



事業系ごみ処理の体系図



・ 体系図の は、変更となったものです。

第3章 見直しに伴う施策の展開

計画策定時より掲げる、ごみの排出抑制やごみの資源化などの「ごみの減量化の促進とリサイクルの推進」、ごみの計画的な処理やごみ処理施設の整備などの「ごみの適正処理の推進」、環境美化活動・不法投棄等防止活動やごみの適正排出などの「環境美化の推進」を継続し、新たな目標に向けた次の施策の更なる推進を図ります。

1 ごみの減量とリサイクルの推進

(1) 家庭でのごみ減量の取り組み

ごみの減量には市民の協力が不可欠であり、今後のごみの分別や生ごみの水切り、家庭での堆肥化などの自主的な取り組みの情報提供を行います。

特にパック食材に使用されている、プラスチック製容器包装を資源として有効活用するため、分別の徹底や洗浄等の適正排出を市民周知するため、環境ニュースの発行、出前講座の開催、広報紙などを活用し市民意識の高揚を図ります。

また、関係団体とごみの分別や減量に対する情報交換を図るとともに、協力して市民PRの輪を広げます。

(2) 小型家電リサイクルの取り組み

平成25年4月から施行された「使用済小型電子機器等再資源化の促進に関する法律」に基づき、小型家電リサイクルの取り組みを進めます。

(3) 集団資源回収の取り組み

集団資源回収は再生資源の有効活用の促進となるほか、地域コミュニティの活性化につながることから、奨励金制度を継続するとともに、関係機関と連携しながら市民周知を図り、登録団体や回収量の拡大に努めます。

(4) 有機性廃棄物の取り組み

現在、民間事業者の取り組みとして、有機物の堆肥化事業や廃食油を回収しBDFへの精製を行うなど、民間活力による資源化事業が行われています。

今後も事業系生ごみなどの有機性廃棄物の減量化と資源化に向け、多量排出事業者への分別の徹底やごみ減量の啓発を行うとともに、民間事業者と連携しながら、資源化の取り組みを推進します。

2 ごみの適正処理の推進

(1) ごみの計画的な処理

① 在宅医療系ごみの適正処理

在宅医療に伴い、家庭から排出される医療系ごみの増加が予想されます。

医師会等の関係機関と連携し、市民周知を図り、安全で安心な排出に向けた取り組みを進めます。

② 災害廃棄物の処理

台風、地震、津波などの自然災害時に排出される廃棄物に対応するため、国や北海道の指導を踏まえ、周辺自治体や関係機関との連携、協力体制を図り、「釧路市防災計画の清掃計画」に沿った災害廃棄物の処理に取り組みます。

(2) ごみ処理施設の整備

新高山最終処分場は中間処理で埋立量の減量化をすることにより、延命化が図られておりますが、今後、埋立終了時期を踏まえ、新たな最終処分場の計画を進めていきます。

3 環境美化の推進

(1) ごみの適正排出の推進

ごみの分別の徹底を図るには、市民、事業者、市の協働した取り組みが必要であることから、地域パトロールを行い、市民や事業者への直接的な指導を充実させるとともに、一般廃棄物の許可業者への展開検査を実施するなど、ごみの適正排出の推進を図ります。

【生活排水処理編】

第1章 生活排水処理

1 生活排水処理の状況

現計画では、新野処理場の老朽化が進む中で、下水道の整備・普及に伴い汲み取りし尿の収集量が減少し、今後も更に減少が見込まれることから、下水終末処理場へ搬入し、下水と一元処理を図る方式に転換することとしていました。

この方針に基づき、国の汚水処理施設共同整備事業（M I C S）の採択を受け、平成 23 年度から平成 24 年度にかけ、し尿・浄化槽汚泥等と下水道の共同処理施設（し尿等下水道受入施設）を建設し、平成 25 年 7 月よりし尿・浄化槽汚泥等の受入を開始し、大楽毛下水終末処理場で処理しています。

（以下、し尿等下水道受入施設と大楽毛下水終末処理場を合わせ、「M I C S 施設」と表記します。）

＊ 汚水処理施設共同整備事業（M I C S）とは…

下水道事業を実施する地域で、他の汚水処理施設整備事業が実施されている場合、共通する処理工程の施設を共同利用することで効率化を図ることができます。汚水処理施設共同整備事業（M I C S）は、これらの共同利用できる施設の整備を下水道事業でおこなう制度です。

釧路市の場合、老朽化した新野処理場の機能を代替し、また、下水道の普及に伴い減少傾向となっているし尿等を効率的かつ経済的に処理するため、大楽毛下水終末処理場に受入施設を建設したものです。

このことにより、生活排水の処理フローは、図 1 のとおりとなります。

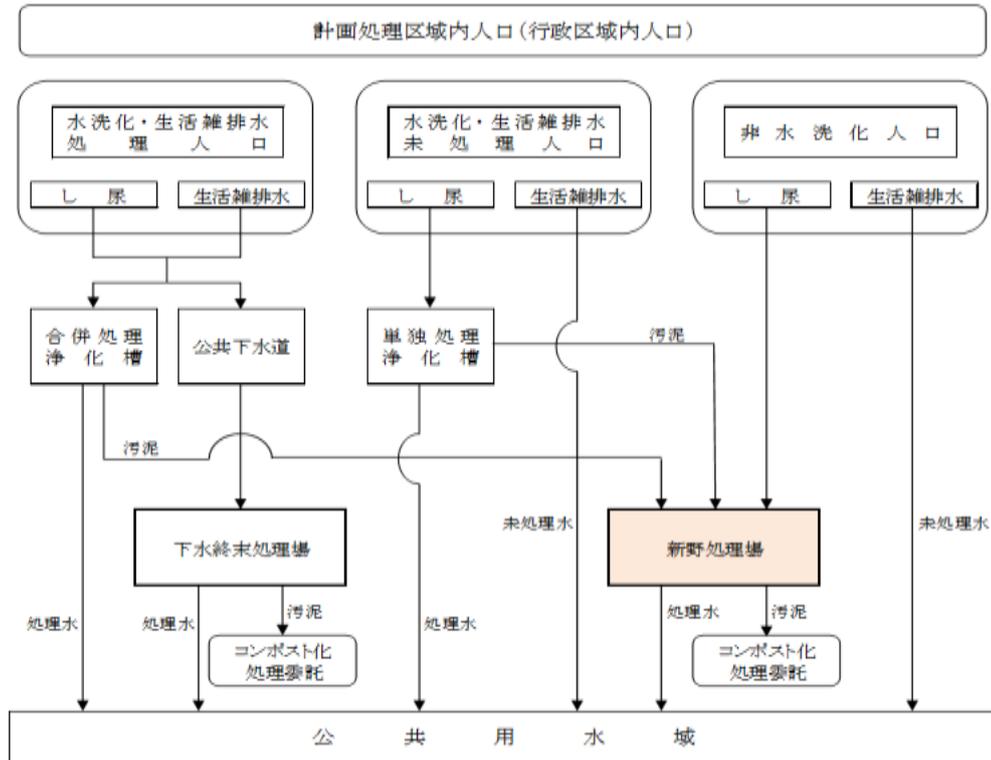
なお、脱水汚泥について、新野処理場においては、隣接する民間の減量化施設に委託しコンポスト化処理をおこなっていましたが、M I C S 施設においては、下水道事業の採用する方式（民間の減容化・コンポスト化施設に処理委託）で減容化及び資源化を行っています。

生活排水の処理主体は、表 1 - 1 のとおりとなります。

M I C S 施設の概要は表 1 - 2 のとおりです。

図1 生活排水の処理フロー

(平成25年6月まで)



(平成25年7月から)

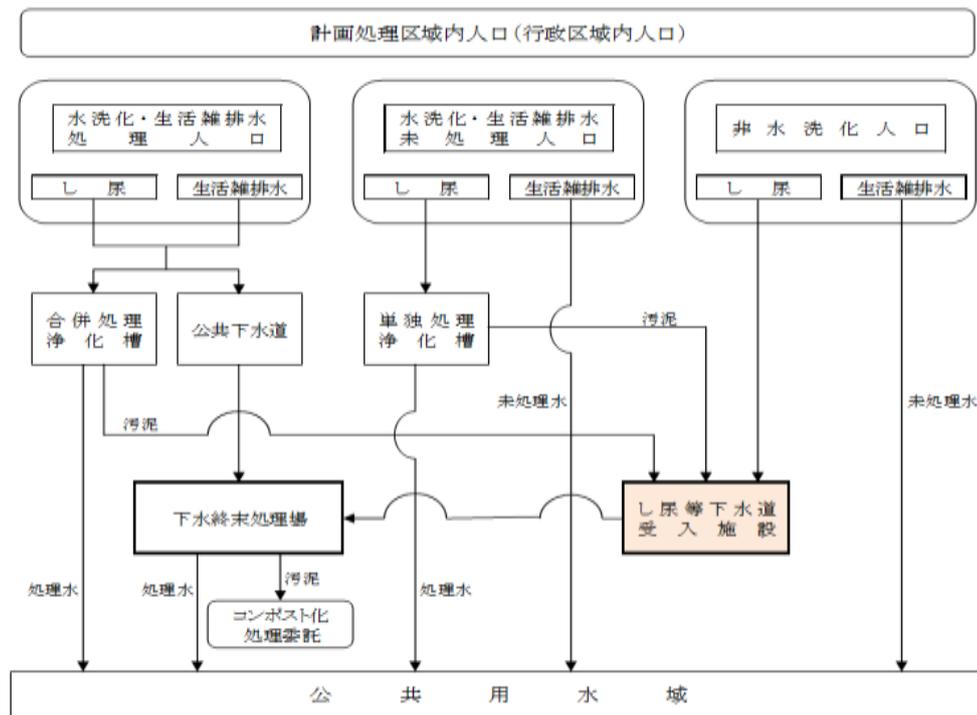


表 1-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	釧路市
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
M I C S 施設	し尿（汲み取り）、浄化槽汚泥、雑排水（浸透枘の沈降物等）	釧路市

表 1-2 M I C S 施設の概要

施設名	し尿等下水道受入施設	大楽毛下水終末処理場
所在地	釧路市星が浦6丁目9番	
処理方法	—	標準活性汚泥法
処理（受入）能力	受入能力 80.4kℓ/日	処理能力 23,000 m ³ /日
運転開始	平成 25 年 7 月	昭和 62 年 3 月
主な施設	<p>[建物] 鉄筋コンクリート造 地上1階地下1階 建築面積 約 590 m²</p> <p>[設備] 受入槽 流量調整槽（80 m³ × 3 槽） 沈砂槽 計量室 生物脱臭装置等</p>	<p>消化槽（3 槽） 曝気槽 汚泥脱水機（ベルトプレス式） ガスタンク等</p>
水質設定値	—	BOD 5.0mg/ℓ以下
放流先	—	星が浦川水系 準用河川 星が浦川

2 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理の基本方針

未水洗化世帯の公共下水道への早期接続の促進、家屋が分散し下水道などの集合処理が適さない地区における合併処理浄化槽の設置についての周知啓発活動を継続するとともに、合併処理浄化槽の設置費助成制度に加え維持管理費の助成制度を導入し、整備促進を図ることとします。

し尿・浄化槽汚泥等の処理については、MICS施設への負荷を軽減し、安定的かつ一層の効率的な処理を図るため、適正な管維持理に努めることとします。

また、広域的な生活排水（污水）処理の最適化を図る観点から、3か町村（白糠町・釧路町・鶴居村）のし尿・浄化槽汚泥等の処理業務の受託は今後も継続することとします。

(2) 生活排水の処理計画

目標年次である平成32年度の目標値を以下のとおり設定します。

表 2-1 生活排水の処理の目標

(単位：人)

		当初 平成 21 年度	現在 平成 24 年度	目標年度 平成 32 年度
計画処理区域内人口（行政区域内人口） A		185,487	180,893	161,583
下水道処理区域内人口 B		181,791	177,546	158,593
下水道水洗化人口 C1		172,163	168,680	150,674
合併処理浄化槽人口 C2		495	544	797
水洗化・生活雑排水処理人口 C1+C2		171,732	169,224	151,471
生活排水処理率 (C1+C2)÷A×100		93.1%	93.6%	93.7%
参 考	汚水処理人口普及率 (B+C2)÷A×100	98.3%	98.5%	98.6%
	下水道水洗化率 C1÷B×100	94.7%	95.0%	95.0%
備考				
A…国立社会保障・人口問題研究所（社人研）地域別将来推計人口（平成25年3月発表資料）より抜粋した数値。				
B…平成24年度末の下水道処理区域内人口に対し、社人研の推計人口を加味した数値。				
C1…平成24年度末の下水道水洗化人口に対し、社人研の推計人口を加味した数値。				
C2…平成20～24年度のトレンドから推計した数値。				

表 2-2 生活排水の処理形態別内訳

(単位：人)

	当初 平成 21 年度	現在 平成 24 年度	目標年度 平成 32 年度
計画処理区域内人口（行政区域内人口）	185,487	180,893	161,583
①水洗化・生活雑排水処理人口	172,658	169,224	151,471
(1) 下水道（水洗化人口）	172,163	168,680	150,674
(2) 合併処理浄化槽	495	544	797
②水洗化・生活排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	140	121	101
③非水洗化人口	12,689	11,548	10,011

3 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) し尿・浄化槽汚泥の排出量の見込み

生活排水の処理形態別計画人口の目標値に基づいた目標年度におけるし尿及び浄化槽汚泥等の排出量の見込みは表 3 に示すとおりです。

表 3 し尿及び浄化槽汚泥等の排出量の見込み

(単位：kℓ)

	当初 平成 21 年度	現在 平成 24 年度	平成 21 年度	目標年度 平成 32 年度	平成 21 年度
			との比較		との比較
し尿	8,598.8	7,490.0	▲1,108.8	5,737.9	▲2,860.9
浄化槽汚泥等	2,092.2	2,316.1	223.9	2,403.4	311.2
合計	10,691.0	9,806.1	▲884.9	8,141.3	▲2,549.7

(2) 収集運搬計画

し尿の収集量（排出量）については今後も減少傾向が続くものと見込まれることから、委託業者による収集・運搬業務の一層の効率化を図っていくこととします。

また、MICS施設への負荷を軽減し安定した維持管理を行うため、計画的な収集を推進し、収集量の分散・平準化を図ることとします。

浄化槽汚泥等の収集量については増加が見込まれることから、許可業者に対し、適正な収集運搬体制の維持や計画的・効率的な収集について要請していくこととします。

(参考) し尿の月別収集量 (平成 22 年度～平成 24 年度の平均値)



(3) 中間処理計画

し尿・浄化槽汚泥等の中間処理については、新野処理場からM I C S施設に転換したところであり、今後は、安定的かつ効率的な処理を図るため、M I C S施設の適正な維持管理に努めることとします。

(4) 最終処分計画

し尿・浄化槽汚泥等の中間処理を新野処理場からM I C S施設に転換したことにより、脱水汚泥については、下水道事業の採用する方式（民間の減容化・コンポスト化施設に処理委託）で減容化及び資源化を行っており、今後も、これを継続します。受入れ・前処理工程で発生するし渣は、一般廃棄物として最終処分場で埋立処分しており、今後も、適正な処分に努めることとします。

4 合併処理浄化槽の設置促進

合併処理浄化槽の設置を促進するため、平成22年度からは合併処理浄化槽設置費補助制度を、平成25年度からは合併処理浄化槽維持管理費補助制度の運用を開始しています。

前者の設置費補助制度は、合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成し、後者は年に1回必要となる合併処理浄化槽の法定点検の費用を助成することで設置者の負担を減らし、延いては健全な水環境の保全と衛生的な生活環境の確保に寄与します。

釧路市市民環境部

ごみ処理編

環境事業課

〒085-0001 釧路市古川町 2 8 番地

TEL 0154(31)4588

生活排水処理編

環境保全課

〒085-8505 釧路市黒金町 7 丁目 5 番地

TEL 0154(31)4535

平成 2 6 年 4 月発行

URL <http://www.city.kushiro.lg.jp/>